

II 国民の期待に応える司法制度

第2 刑事司法制度の改革

4. 新たな時代における捜査・公判手続の在り方

(2) 被疑者・被告人の身柄拘束に関連する問題

被疑者・被告人の不適正な身柄拘束を防止・是正するため、今後も、刑事手続全体の中で、制度面、運用面の双方において改革、改善のための検討を続けるべきである。

被疑者の取調べの適正さを確保するため、その取調べ過程・状況につき、取調べの都度、書面による記録を義務付ける制度を導入すべきである。

ア 被疑者・被告人の身柄拘束に関して指摘されている問題点への対応（省略）

イ 被疑者の取調べの適正さを確保するための措置について

被疑者の取調べは、それが適正に行われる限りは、真実の発見に寄与するとともに、実際に罪を犯した被疑者が真に自己の犯行を悔いて自白する場合には、その改善更生に役立つものである。

しかしながら、他方において、被疑者の自白を過度に重視する余り、その取調べが適正さを欠く事例が実際に存在することも否定できない。我が国の刑事司法が適正手続の保障の下での事案の真相解明を使命とする以上、被疑者の取調べが適正を欠くことはあってはならず、それを防止するための方策は当然必要となる。

そこで、被疑者の取調べ過程・状況について、取調べの都度、書面による記録を義務付ける制度を導入すべきである。制度導入に当たっては、記録の正確性、客観性を担保するために必要な措置（例えば、記録すべき事項を定めて定式的な形で記録させた上、その記録を後日の変更・修正を防止しうるような適切な管理体制の下で保管させるなどの方法が考えられる。）を講じなければならない。

これに加え、取調べ状況の録音、録画や弁護人の取調べへの立会いが必要だとする意見もあるが、刑事手続全体における被疑者の取調べの機能、役割との関係で慎重な配慮が必要であること等の理由から、現段階でそのような方策の導入の是非について結論を得るのは困難であり、将来的な検討課題ととらえるべきである。

なお、こうした方策のいかんにかかわらず、前述の被疑者に対する公的弁護制度が確立され、被疑者と弁護人との接見が十分なされることにより、取調べの適正性の確保に資することになるという点は重要であり、そのような意味からも、その充実が図られるべきである。

司法制度改革推進計画（抜粋）

平成14年3月19日

閣議決定

I はじめに

II 国民の期待に応える司法制度の構築

第1 民事司法制度の改革（略）

第2 刑事司法制度の改革

刑事司法は、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障を全うしつつ、的確に犯罪を認知・検挙し、公正な手続を通じて、事案の真相を明らかにし、適正かつ迅速に刑罰権の実現を図ることにより、社会の秩序を維持し、国民の安全な生活を確保することを目的とする。刑事司法が、その目的を十分かつ適切に果たすことによって、国民の期待に応えていくため、刑事司法制度の改革について、刑事裁判の充実・迅速化、被疑者・被告人の公的弁護制度の整備、検察審査会の一定の議決に対するいわゆる法的拘束力の付与、新たな時代に向けた捜査・公判手続の整備、犯罪者の改善更生及び被害者等の保護を図るための措置を講ずる。

これらを着実に実施するため、本部が設置されている間においては、以下の措置を講ずることとする。

- 1 刑事裁判の充実・迅速化（略）
- 2 被疑者・被告人の公的弁護制度の整備（略）
- 3 公訴提起の在り方（略）
- 4 新たな時代における捜査・公判手続の在り方
 - (1) 新たな時代に対応し得る捜査・公判手続の在り方（略）
 - (2) 被疑者・被告人の身柄拘束に関連する問題

ア 被疑者・被告人の不適正な身柄拘束を防止・是正するため、引き続き、刑事手続全体の中で、制度面、運用面の双方において改革、改善のための検討を行う。（警察庁、法務省及び国土交通省）

イ 被疑者の取調べの適正を確保するため、その取調べ過程・状況につき、取調べの都度、書面による記録を義務付ける制度を導入することとし、平成15年半ばころまでに、所要の措置を講ずる。（警察庁、防衛庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）

- 5 犯罪者の改善更生、被害者等の保護（略）

第3 国際化への対応（略）

III 司法制度を支える体制の充実強化（略）

IV 司法制度の国民的基盤の確立（略）

「取調べ過程・状況の記録制度」の概要

第1 制度趣旨

身柄拘束中の被疑者の取調べ時間，調書作成の有無等の取調べの過程・状況に関する事項につき，書面による記録の作成・保存を義務付け，上司等による指導監督の契機等とすることにより，取調べの適正をより一層確保するとともに，公判段階において，捜査段階における被疑者供述の任意性・信用性が争点となった場合に，捜査段階の取調べの過程・状況に関する客観的・外形的な証拠資料を提供することにより，公判審理の充実・迅速化に資することを目的とする。

第2 制度の概要

1 取調べ記録

取調べ記録は，捜査官が取調室又はこれに準じる場所において身柄拘束中の被疑者・被告人を取り調べる場合において，1日単位かつ事件単位で，報告書の体裁をとった，以下の記録事項を内容とする取調べ記録を作成することとする。

作成者（検察官，立会事務官，取調べ担当者又は取調べ補助者。）

名宛人（検察庁においては次席又は部長，警察においては警察署長等。）

取調べ年月日

取調べ担当者（検察官，立会事務官，取調べ担当者及び取調べ補助者。）

通訳人

取調べ場所

取調べ時間（被疑者の入室時刻・退室時刻を特定して記載する。）

被疑者・被告人氏名及び生年月日

逮捕・勾留罪名

被疑者調書作成の有無及びその数

被疑者がその存在及び内容を明らかにして欲しくない旨の意思を表明した被疑者調書作成の有無及びその数

その他参考事項（特異な言動，弁護士との接見の有無等，特筆すべき客観的・外形的事情が認められる場合に，必要に応じて記載する。取調べ事項・被疑者の供述内容については記載しない。）

2 取調べ記録の送致

取調べ記録の送致に関しては，他の事件記録が事件単位で送致されるのと同様に取り扱うこととし，余罪に関する取調べ記録は，当該余罪を送致する際に，同罪に関する取調べ記録として送致する。

3 供述人保護

被疑者が，特定の被疑者調書の存在及び内容を捜査機関以外に明らかにして欲しくない旨の意思を表明した場合には，当該被疑者調書について他の被

疑者調書と区別して，その有無及び通数を記載することとする。

4 正確性，客観性の担保

各捜査機関の規則，訓令又は通達により，取調べ記録の作成義務を定めるため，これに違反した場合には懲戒処分（国家公務員法第82条第1項第2号）の対象となり得る。

取調べ記録を破棄した場合には，公用文書等毀棄罪（3月以上7年以下の懲役）が成立し，虚偽の記録を作成し，又は記録を改竄する場合には，公文書偽造・変造の罪，虚偽公文書作成・変造の罪又は偽造公文書等行使等の罪（1年以上10年以下の懲役）が成立する。

5 被告人の取調べ

起訴後勾留により身柄拘束中の被告人を取り調べた場合においても，起訴前同様の取調べ記録を作成することとする。

以上

取調べ記録制度

司法制度改革審議会最終意見書
平成13年6月12日

「被疑者の取調べの適正さを確保するため、その取調べ過程・状況につき、取調べの都度、書面による記録を義務付ける制度を導入すべきである。」

司法制度改革推進計画
平成14年3月19日
閣議決定

「被疑者の取調べの適正を確保するため、その取調べ過程・状況につき、取調べの都度、書面による記録を義務付ける制度を導入することとし、平成15年半ばころまでに、所要の措置を講ずる。」



留意すべき点

大量性

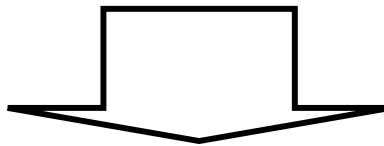
平成13年における勾留人員は12万人余りであり、取調べ記録の総数は年間で100万を超える膨大なものとなる可能性大

供述人保護

組織的背景のある事件あるいは内部告発に係る事件等においては、供述人保護を図る必要性

客観的・外形的事項の記録

客観的・外形的事項を超えて、公判廷において争いとなり得る事項を記録の対象とすると、本記録自体の信用性が裁判での争点となり、かえって本制度の趣旨を損なう結果となる



取調べ記録の要点

- ・ 捜査報告書的一种であり、捜査書類として位置付けられるものである。
- ・ 取調べ年月日、取調べ担当者、通訳人、取調べ場所、取調べ時間、被疑者の氏名・生年月日、逮捕・勾留罪名、被疑者調書作成の有無及びその数を記録し、取調べ事項、被疑者の供述内容は記載しない。
被疑者が、特定の被疑者調書の存在及び内容につき明らかにして欲しくない旨の意思を表明した場合には、当該被疑者調書については、他の被疑者調書と別の欄に記載する。
- ・ 公判において、捜査段階における被疑者供述の任意性・信用性が争点となった場合、取調べの過程・状況に関する客観的・外形的な事項に関する証拠として使用する。

関係省庁連絡会議名簿

| 省庁 | 担当部局 | 関係捜査機関 |
|-------|-------------------------------|------------------|
| 警察庁 | 刑事局刑事企画課 | 警察官・皇宮護衛官 |
| 防衛庁 | 人事教育局人事第一課服務企画室 | 自衛隊の警務官・警務官補 |
| 総務省 | 郵政行政局総務課総合企画室・日本郵政公社監査部門監査業務部 | 郵政監察官 |
| 法務省 | 刑事局総務課・刑事課・公安課 | 検察官・検察事務官 |
| | 矯正局保安課 | 監獄又は分監の長その他の監獄職員 |
| 厚生労働省 | 医薬食品局監視指導・麻薬対策課 | 麻薬取締官・麻薬取締員 |
| | 労働基準局監督課 | 労働基準監督官 |
| 農林水産省 | 林野庁国有林野部業務課 | 森林管理局局署の職員 |
| | 水産庁資源管理部管理課指導監督室 | 漁業監督官 |
| 経済産業省 | 原子力安全・保安院鉱山保安課・石炭保安室 | 鉱務監督官 |
| 国土交通省 | 海事局船員労働環境課 | 船員労働官 |
| | 海上保安庁警備救難部刑事課・国際刑事課・警備課 | 海上保安官・海上保安官補 |